

忽方箋 第47号

忽方箋 第47号

どこの誰だぁちゃんと聞かんんで！！

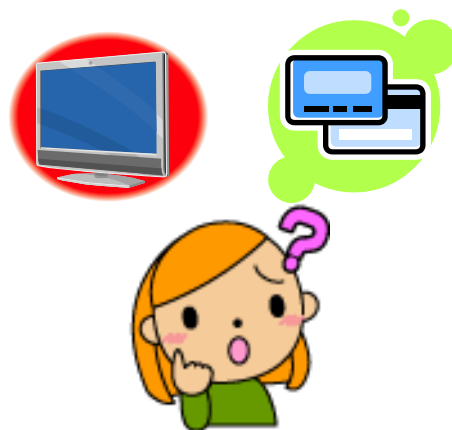
この春、大学進学のため一人暮らしをはじめた娘のアパートに、突然、男性の訪問があり「このアパートに住んでいる人は受信料の支払義務がある、キャッシュカードを出して」と言われたようだ。娘が言われたとおりにカードを出すと何の説明もないまま機器に通されたと言っている。

受信料の引落としならよいが、詐欺ならカードを悪用されないか心配。

(母45歳、娘18歳)

<相談の経緯>

訪問者は、放送受信契約のための担当スタッフで、カード情報の読み取りは、受信料の口座引落としの手続きであることがわかりました。しかし、契約に不慣れな未成年に対して説明が不十分なまま手続きが完了してしまっただけの可能性もあるので、放送局に納得の出来る説明を求め、割引制度についても確認するよう伝えました。



☆放送法では…

放送受信契約は、放送を受信できる設備を設置した世帯ごとに必要となる契約です。アパートの一人暮らしなど未成年者の世帯であっても、テレビ等の設置があれば、原則、受信契約を結ばなければなりません。

※適用条件を満たしておれば「家族割引」制度が利用でき受信料が半額になります。



カード類、保険証、運転免許証は、しっかり管理しましょう！

ご相談は…
まずは
お電話!!

但馬消費生活センター
たじま消費者ホットライン
マスコットキャラクター
ホットちゃん



しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話：0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話：0796-23-1999